

平成 17 年 10 月 25 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

3 号機における「RHR（停止時冷却）系 A 配管破断」警報発生  
の調査結果について

定期検査中の当所 3 号機において、平成 17 年 10 月 21 日午前 9 時 12 分、「RHR（停止時冷却）系\*<sup>1</sup> A 配管破断」の警報が発生いたしました。

当該警報は、原子炉再循環系配管の取替え工事に伴い、弁の作動試験のための電気回路の安全処置\*<sup>2</sup>を行った際に、安全処置を行う箇所を誤ってしまったことにより、誤警報が発生したもので、その後、電気回路の安全処置を復旧し、警報は解除しております。（10 月 21 日お知らせ済み）

安全処置を行う箇所を誤った原因は、協力企業の作業担当者が、安全処置を行うべき端子台と安全処置実施箇所を照合した際、端子台と安全処置実施箇所を箇所毎に照合・処置の実施を行わなかったこと、および、作業責任者が当該処置を実施時に作業担当者と呼唱・復唱による照合を行っていなかったことから、端子台の位置を間違えて、安全処置を実施してしまったものでした。

今後、電気回路の安全処置の実施を行う際には、当社は協力企業が定める照合・呼唱・復唱手順を確認した上で作業が実施されるようにし、これをマニュアルに反映します。

また、今回の安全処置は、当直長の承認を受けて実施する作業でしたが、当社の作業主管グループの監理員は安全処置に関するマニュアルの理解が不足しており、弁の作動試験に関する承認は受けたものの、弁の作動試験のために行う当該安全処置については、当直長の承認を受けずに実施していたこともわかりました。

今後、安全処置に関するマニュアルについて、当該の作業主管グループの監理員の再教育を実施するとともに、今回の事象について当社にて事例検討を実施します。

以 上

\* 1 : RHR 系

原子炉を停止した後の燃料の崩壊熱の除去（燃料の冷却）や非常時に原子炉水位を維持する系統（A 系，B 系，C 系の 3 系統ある）。

\* 2 : 安全処置

保全作業の実施に際し、設備の安全などを確保するために行う、弁の開閉や電源を入切り等の処置。